

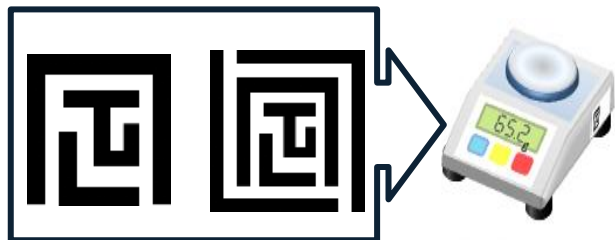
宝石・貴金属等取扱事業者の皆様へ

貴金属等の買取、販売でご使用の「はかり」をお確かめください。
計量法により、取引や証明における適正な計量を確保するため、「はかり」に次のようなルールが定められています。

■ 正しい「はかり」を使用してください。

- 取引又は証明に使用する場合は、検定等に合格した「はかり」を使用してください。
- 使用目的に応じた必要な計量精度、用途にあった「はかり」を使用してください。

検定等に合格した「はかり」には
検定証印等が付されています



検定証印・基準適合証印



取引又は証明には使えません

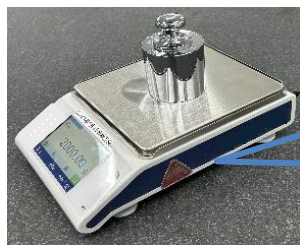
検定証印等
がないはかり
(比重計等)

家庭用表示マーク



■ 「はかり」の定期検査(法定検査)が義務付けられています。

- 取引又は証明に使用する「はかり」は、2年毎の定期検査が義務付けられています。
必ず受検するようにしてください。(計量法第19条)



定期検査合格ラベル(例)



比重計等

比重計等の検定証印等
がないはかりは、表示
される重さ(目量10
mg以上)を取引には使
用できません

■ 「はかり」は正しく使用してください。

- 「はかり」の設置場所、据付状態、正しい使用方法については以下のとおりです。

- 「はかり」は風や振動の影響を受けないところに設置しましょう。
- 水平・ゼロ点を正しく調整しましょう。
- 計量物は皿・台の中央に静かに載せましょう。
- 「はかり」の清掃・点検は定期的にしましょう。



水平器



詳しくはホームページをご覧ください。

大阪府計量検定所検査課
電話 072-872-7877
E-mail: keiryokenteisho-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp

大阪府計量検定所

検索



お問い合わせ
はこちら



定期検査免除（新品）について

定期検査（新品）について（平成29年10月に政令改正されました）

検 定 証 印



2025. 5

基準適合証印



2025. 5

検定等を行った年月表示の翌月1日から1年を経過していない「はかり」については、定期検査が免除されます。

例：令和8年（2026年）5月定期検査実施の場合

定期検査を受けるまで

■ 事前調査

定期検査の時期が近づくと、使用されている「はかり」の状況などについて、市町村からの調査があります。

事前調査結果に基づき、定期検査を受けなければならない「はかり」を使用されている方には、大阪府の指定定期検査機関・（一社）大阪府計量協会から「定期検査通知」が送付されます。案内に従って定期検査を受検してください。

お問合せ

使っている「はかり」は、

- ★「検定証印」（基準適合証印）が見当たりません...
- ★「家庭用」の表示があります...
- ★「定期検査」を今まで受けたことがありません...

上記に当てはまる方、そのほか、のご案内の内容や、その他「はかり」についてご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

大阪府計量検定所 検査課

〒574-0055 大東市新田本町11番37号

TEL (072) 872-7801（代表）

872-7877（ダイヤルイン）

FAX (072) 872-6515